（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第二十七条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「審査を行うこと」の下に「、同法第二十三条の二の十の二第九項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による確認を行うこと」を加え、「第二十三条の十八第二項」を「同法第二十三条の十八第二項」に改め、「第十四条の十第一項」の下に「、第十九条の三第二項」を、「第二十三条の二の十の二第二項」の下に「、第二十三条の二の十の二第十一項」を、「第二十三条の二の十三第一項」の下に「、第二十三条の二の十八第二項」を、「第二十三条の三十第二項」の下に「、第二十三条の三十八第二項」を加え、同項第七号に次のように加える。

ハ　イに掲げる業務に係る手数料を徴収すること。

第二十二条第一項中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二十三条の二第一項」を加え、「同法第二十三条の二第一項」を「同項」に改める。

第二十八条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「行うこと」、同法第二十三条の二の十の二第九項」を「行うこと、同法第十四条の七の二第八項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十の二第九項」に、「の規定による確認を行うこと」を「又は第二十三条の三十二の二第八項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定による確認を行うこと、同法第十四条の二の二第一項又は第二十三条の二十七第一項の規定による基準確認証の交付又は返還の受付を行うこと」に、「第十四条の二第四項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、「第十四条の五第二項」の下に「、第十四条の七の二第十項」を、「第二十三条の三十第二項」の下に「、第二十三条の三十二の二第十項」を加え、「第五十二条の三第二項（第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）」を「第六十八条の二の四第二項」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十九条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十五条第一項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関（」を「覚醒剤施用機関（」に、「自衛隊覚せい剤施用機関」を「自衛隊覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に改め、同条第二項中「自衛隊覚せい剤施用機関」を「自衛隊覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に改め、同条第三項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条第四項及び第五項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同条第六項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条第七項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第三十条の九第三号」を「第三十条の九第一項第三号」に改める。

第百七十六条第一項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）

第三十条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「希少疾病用再生医療等製品を」の下に「、「特定用途医薬品」とは、同項に規定する特定用途医薬品を、「特定用途医療機器」とは、同項に規定する特定用途医療機器を、「特定用途再生医療等製品」とは、同項に規定する特定用途再生医療等製品を」を加える。

第十五条第一項第二号中「希少疾病用再生医療等製品」の下に「並びにその用途に係る対象者の数が医薬品医療機器等法第七十七条の三の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品」を加える。

第十七条中「又は希少疾病用再生医療等製品」を「若しくは希少疾病用再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品」に改める。

（薬事法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改め、「第六十九条第二項」の下に「、第七十二条の二の二」を加える。

附則第十一条中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改め、「第六十九条第二項」の下に「、第七十二条の二の二」を加える。

（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の一部改正）

第三十二条　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二項第四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十三条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第二十条の三」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を次のように改める。

第二十条の二及び第二十条の三　削除

第二十条の五第一項中「医薬品医療機器等法第一条の四」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第一条の四」に改め、同条第十八項中「まで」を「まで、第五項及び第六項」に、「第八十六条第一項第十九号及び第二十号」を「第八十六条第一項第二十一号及び第二十二号」に、「対面により」を「」により」に、「次項」を「」」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第五項及び第六項」に、「まで（」を「まで（これらの規定が」に、「若しくは第四項、」を「、第四項若しくは第五項若しくは第六項（これらの規定が同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「第七十四条、」を「第七十四条若しくは」に、「第四項まで」を「第五項まで」に、「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項から第五項まで」に、「第八十六条第一項第十九号中」を「第八十六条第一項第二十一号中」に、「同項第二十号」を「同項第二十二号」に改める。

第三十七条の六中「第十一項」を「第十五項」に改める。

別表の八の三の項中「国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第三十四条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条の五第十八項中「第九条の三第一項」を「第九条の四第一項」に、「第九条の四」を「第九条の五」に、「第五項まで」を「第六項まで」に改める。